

議案第 3 2 号

町田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則
の一部改正について

上記の議案を提出する。

2 0 2 6 年 3 月 6 日 提出

町田市教育委員会

教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、国が定める公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

国が定める公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

2 改正内容

指針から引用する規定の番号等を改めます。(第1条及び第2条関係)

3 施行期日

2026年4月1日から施行します。

町田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部を改正する
規則

町田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則（令和2年3月町田市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<u>令和7年文部科学省告示第114号</u>。以下単に「指針」という。）<u>第2章第1節(1)</u>の規定に基づき、教育職員が在校等時間において行う業務の量の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 在校等時間 <u>指針第1章第3節(1)</u>に規定する在校等時間をいう。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<u>令和2年文部科学省告示第1号</u>。以下単に「指針」という。）<u>第4(1)</u>の規定に基づき、教育職員が在校等時間において行う業務の量の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 在校等時間 <u>指針第3(1)</u>に規定する在校等時間をいう。</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。